

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社 ミツウロコヴェッセル
住所	東京都中央区京橋3-1-1

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者から調達した電気の供給事業 ・供給区域 北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州 ・概要 小売供給事業 		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・電力都市ガス統括課において、代表BGへの申し入れにより、再生可能エネルギーによる発電の積極的な開発、調達を推進しております。 ・各事業所に太陽光パネルを設置することによって自然エネルギーの利用を促進しております。 ・各事業所のLED化を推進しております。 		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2020年度)	0.650 (kg-CO ₂ /kWh)	0.640 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2021年度)	0.530 (kg-CO ₂ /kWh)	0.520 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2023年度)	0.520 (kg-CO ₂ /kWh)	0.510 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2031年度)	0.510 (kg-CO ₂ /kWh)	0.500 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) 代表BGに出力調達を一任しているため、代表BGに対して排出量削減の申し入れを行うことで協力して削減を図っております。また、代表BGに関しては、より新エネルギー発電に取り組んでいる企業を選択しております。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2020年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2031年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2020年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2021年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2023年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2031年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	代表BGに一任しております。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電所は保有しておりません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・節電率のよい最新機器の提案 ・需要家に電気使用量をリアルタイムで把握できるシステムを提供する事による、節電・省エネ意識の向上 ・需要家でできる簡単な節電方法のアドバイス 		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づき会社全体でのエネルギー消費量の削減への取組(社内のクールビズ、ウォームビズ、営業車にハイブリッド車両導入等) 		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。
 *5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。
 *6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。
 *7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。
 *8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。